

第3 個人識別符号（2条2項）

A

1 「個人識別符号」について（2条2項）

「個人識別符号」には、個人情報保護法2条2項1号が規定するもの（第1号個人識別符号）と、同項2号が規定するもの（第2号個人識別符号）がある。いずれも、当該特定の個人を識別しうるものであることを、各号の明文で要件とする点で共通している。

(1) 第1号個人識別符号（2条2項1号）

2条2項1号（第1号個人識別符号）は、「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」と規定している。例えば、顔認証データや虹彩認証データ、声帯認証データなどがある。

[第1号個人識別符号のポイント]

①特定の個人の身体の一部の特徴であること	個々の個人利用者に割り当てられた符号でも、「身体の一部の特徴」を用いることなく、単に英数字等から構成されるID・パスワードのような場合は、この要件を満たさず本号に該当しない。
②電子計算機の用に供するために変換した……符号であること	個人の身体の一部の特徴であっても、顔を撮影した写真それ自体は、本号に含まれない。
③個人識別性があること	動物ではなく人間であることは判別できても、誰なのかを判別できないような場合には、この要件は満たさない。

CHECK

2条1項2号・2項「個人識別符号」について

「個人識別符号」は、ICTの飛躍的な進展によって「個人情報」の範囲があいまい化（グレーゾーン化）してきたことから、その利活用を事業者が躊躇しているという状況を改善するため明確化を図る趣旨から設けられたものです。

(2) 第2号個人識別符号（2条2項2号）

2条2項2号（第2号個人識別符号）は、「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの」と規定している。

第2号個人識別符号も符号に変わりはないが、こちらは運転免許証番号等が対象となる。

「その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように」とは、文字、番号、記号その他の符号が利用者等によって異なるようにすることをいう。したがって、当該符号が個人ごとに割り当て、記載、または記録されている必要がある。

なお、個人識別符号は政令で定めるものに限られる（2条2項柱書）。個人情報保護法施行令1条によれば、第2号個人識別符号として、旅券番号（2号）、基礎年金番号（3号）、運転免許証番号（4号）、住民票コード（5号）、個人番号（6号）、国民健康保険・高齢者医療および介護保険の被保険者証記載事項（7号）、これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの（8号）がある。

CHECK

個人識別符号とされなかったもの

携帯電話番号、クレジットカード番号それ自体は、個人識別符号とされませんでした。様々な契約形態や運用実態があり、およそいかなる場合でも特定の個人を識別しうるとは限られないこと等が理由とされています。

また、国家資格の登録番号は、実態として広い範囲の事業者に取り扱われていないので、個人識別符号とする必要性が乏しいとして、個人識別符号とされませんでした。